

會學濟經學大國帝都京

叢論經濟

號三第 卷二十五第

月三年六十和昭

論叢

經費支出の季節的調整……………經濟學博士 沙見三郎

戰爭經濟に關する一主張……………經濟學博士 松岡孝兒

中世イギリスの海運政策……………經濟學士 佐波宣平

景氣政策の問題とシニビイトホフの景氣理論……………經濟學士 青山秀夫

國際カルテルの諸問題……………經濟學士 靜田均

研究

ハルムス世界經濟學とその周圍……………經濟學士 松井清

保險機構に於ける資本……………經濟學士 西藤雅夫

說苑

コソホ・戰時租稅政策……………經濟學士 柏井象雄

附錄

彙報

外國雜誌論題

經濟論叢

第五十二卷 第三號 (通卷第百九號) 昭和十六年三月發行

論叢

經費支出の季節的調整

汐見 三郎

第一序 言

「我國財政の季節的變動」と題し¹⁾、筆者は十數年前に日本財政の變動に關する研究を季節と關連せしめ行つた事がある、大正の末年の事であるから規模が小さく、大正十四年度について云へば一般會計豫算が十五億八千萬圓、一般會計と凡ての特別會計との豫算の純計が三十四億圓、租稅收入が十億七千萬圓と云ふ時代であつた。大正末年に比較すると今や時代は一變してゐる、昭和十五年度について見れば、一般會計豫算が六十一億圓、それに臨時軍事費特別會計豫算を加へると百十億圓、一般會計と凡ての特別會計との豫算の純計をとると百六十八億圓、租稅收入が三十二億七千萬圓と云ふ規模の大なるものとなつてゐる。勿論、大正末年と昭和十五年との間に國民所得の増加の目ざましいものがあつたのは云ふまでもないが、財政の躍進に至つては一層著しいものがあつた。

經費支出の季節的調整

第五十二卷 二八五 第三號

1) 日本財政の特殊問題 17-19頁。

即ち我國財政が國民經濟に占める地位が大正末年に比較し最近に至り格段の進歩を遂げた事は疑ふ餘地が無い。これ筆者が大正末年に試みた財政の季節的變動の研究を更に新しい角度から再検討する所以である。

財政の季節的變動は収入と支出との兩方面に及んでゐるのである。収入の中で租税は法規により納期が定められ一種の季節的の型を作るのが常である。最近には収入の大部分を占めるものは公債であるが、公債収入には別に季節的の一定の型がある譯でなく經費の支出に促されて齎されるものである。經費の中で俸給の如き人件費は各月に平分して支出せられるのであるが、經費の大部分を占むるものは臨時的性質を有する物件費に屬し季節的に見て弾力性をそなへてゐる。故に財政の季節的變動を左右するものは經費の大部分を占めてゐる臨時的物件費の支出である。茲に經費を支出するに當り一定の計畫の下に各月に配分し季節的調整を加へ以て日本財政の圓滑なる運行を期せねばならない。

第二 昭和十四年度の財政の季節的變動

一 大正年間の財政の季節的變動は前掲の「日本財政の特殊問題」の中で之を明かにしたが、事情が一變してゐる今日に於ては研究を新たにせねばならぬ。數字は少し古いが便宜上よりして昭和十四年度の事實につき財政の季節的變動の研究を先づ試みたいのである。

昭和十四年度の一般會計豫算は四十八億八千萬圓であつて、それに臨時軍事費特別會計を加へると八十九億五千萬圓となる。昭和十四年度一箇年の間に約九十億圓の金額が調達せられ更に昭和十四年度一箇年の間に同額の經費が支出せられるのであるが、季節的に見て各月に如何に収入せられ如何に支出せられるかが財界に影響する

所が少くない。かくて國庫金の撒布と引揚との差額即ち國庫金の對民間撒布超過額が財界を指導する原動力となるのである。

國庫金の撒布と引揚とを研究する爲めには、金融事項参考書の「一般會計歳入金歳出金實際受拂月別表」と毎月官報に發表せられる「國庫歳入歳出現計」との數字が有益なる資料となる。前者は年度の如何に拘らず一般會計の歳入歳出金の實際受拂高を集計したものであり、後者は一般會計の收入支出濟額を一箇月遅れに月末現計として主計簿に登記した累計額である。前者は年度の如何に拘らず月中の受拂高であり、後者は年度を區別した月末の累計高であるが、いづれも一般會計のみなる事は共通し臨時軍事費特別會計は全く含まれてゐない。然し國庫金の撒布が財界に及ぼす影響は臨時軍事費特別會計を除きたる一般會計のみでは之を理解し難いのである。

二 近代國家に於ては收入は經常收入と臨時收入との二つに分れ、經常收入の代表的ものは租稅收入であり臨時收入の代表的ものは公債金收入である。茲に我國の租稅收入と公債金收入との兩者を合計して昭和十四年度の毎月につき次の數字を得たのである。(單位千圓)

| 昭和十四年 五月 六月 七月 八月 九月 | 租 稅 收 入 | | 計 | 國債發行額 | | 計 |
|-------------------------------------|---------|--------|---------|---------|--------|---|
| | 昭和十四年度 | 昭和十五年度 | | 計 | 計 | |
| | 二七、三、七三 | | 二七、三、七三 | 四〇〇、六、七 | 五八、〇、九 | |
| | 一七、六、七 | | 一七、六、七 | 四〇、五、四 | 五七、〇、一 | |
| | 一八、二、四 | | 一八、二、四 | 四〇、六、二 | 五五、七、六 | |
| | 二七、六、七 | | 二七、六、七 | 五八、七、四 | 七九、七、七 | |
| | 一七、三、〇 | | 一七、三、〇 | 五〇、四、一 | 六七、二、四 | |

第四に、前掲の租税収入額と國債發行額とを合計して各月の収入の主なるものを掲げ更に進んで經費支出の大体の幅を推定したのである。

前掲の表を見るに、最小は昭和十四年五月の五億二千八百萬圓であり、最大の數字は昭和十五年二月の八億三千八百萬圓であり、其他の十箇月が兩者の中間に位してゐる。そして平均を超えてゐるものは八月、十月、十二月、二月、四月の五箇月であり、平均に達しないものは五月、六月、七月、九月、十一月、一月、三月の七箇月である。

甚だ不完全ながら毎月の主なる収入の數字、従つて各月の主なる支出の數字を昭和十四年度について一瞥したのである。勿論、租税と公債との外に各種の収入があり、租税収入としても前掲の數字に加へる必要があり、公債金収入としても所屬會計を吟味し流動公債を考慮する必要がある。特に昭和十五年の税制改革により財政の季節的變動が一變してゐるから昭和十四年の數字は昭和十五年、昭和十六年には役立たないのである。故に前掲の數字は單に一つの例を示した程度に理解せらるべきである。

収入と支出とは經常と臨時との二つの部面に大別せられる。故に財政の季節的變動は經常收支と臨時收支の二面に分ち之を研究せねばならぬ。

第三 經常收支の季節的變動

經常收支とは財政の經常部面であつて經常収入と經常費とに分れる。従つて經常收支の季節的變動は經常収入の季節的變動と經常費の季節的變動とに分ち研究せねばならぬ。

一 經常収入の主なるものは租稅収入であり、臨時収入の主なるものは公債金収入である。公債金収入は別に其の収入の時期が定められてゐないが、租稅収入の大部分は其の収入の時期が豫知せられるのである。但し昭和十五年は中央地方に通ずる稅制の根本的改革が行はれ租稅の季節的變動も新しい軌道を歩む事となつたから、其の點を明かにする必要がある。

昭和十四年までの舊稅法に於ては、隨時徴收のものが第一種所得稅、法人營業收益稅、相續稅、砂糖消費稅、織物消費稅、揮發油稅、法人臨時利得稅、個人臨時利得稅(讓渡利得)、建築稅、特別入場稅、有價證券移轉稅(有價證券仲買人の介する場合を除く)、登録稅、印紙稅、骨牌稅、狩獵免許稅であり、毎月徴收の分は第二種所得稅、資本利子稅、麥酒稅、酒精及酒精含有飲料稅、清涼飲料稅、取引所稅、有價證券移轉稅、利益配當稅、公債及社債利子稅、通行稅、入場稅、遊興飲食稅、物品稅であり、納期の定まつてゐるのは第三種所得稅、地租、外貨債特別稅、個人臨時利得稅、酒造稅、兌換銀行券發行稅、鑛業稅、個人營業收益稅、乙種資本利子稅であつた。

然るに昭和十五年の新稅法に於ては、隨時徴收のものが法人稅、特別法人稅、法人營業稅、相續稅、砂糖消費稅、織物消費稅、揮發油稅、法人臨時利得稅、個人臨時利得稅(讓渡利得)、建築稅、特別入場稅、有價證券移轉稅(有價證券仲買人の介する場合を除く)、登録稅、印紙稅、骨牌稅、狩獵免許稅であり、毎月徴收の分は分類所得稅(甲種配當利子所得、甲種勤勞所得、甲種退職所得)、綜合所得稅(源泉徴收の公債社債及銀行預金の利子)、酒類造石稅(合成清酒及雜酒)、酒類庫出稅、清涼飲料稅、取引所稅、有價證券移轉稅、配當利子特別稅、通行稅入場稅、遊興飲食稅、物品稅であり、納期の定まつてゐるのは所得稅、地租、外貨債特別稅、個人臨時利得稅、

酒類造石税、兌換銀行券發行税、鑛業税、個人營業税となつてゐる。

新税法と舊税法とは建前が變つてゐるから比較が容易でないが、納期の上から實質的に觀察すると次の結果を得るのである。

第一の隨時徴收に於ては第一種所得税と法人資本税とが法人税となり、それに特別法人税が加はり、法人營業收益税が法人營業税となつたのみであつて、實質上の變化は見受けられない。

第二の毎月徴收の分は相當の變化がある。第二種所得税と資本利子税とが分類所得税（甲種利子所得、甲種退職所得）と綜合所得税（源泉徴收の公債社債及銀行預金の利子）となり、利益配當税と公債及社債利子税とが配當利子特別税となつたのは形式的變化に止まる。然し新たに分類所得税として甲種配當所得と甲種勤勞所得とが加はつたのは實質的變更である。

第三の納期の定まつてゐる分としては、第三種所得税と乙種資本利子税とが所得税となり、酒造税が酒類造石税となり、個人營業收益税が個人營業税となり、更に納期に改訂が加へられた事を舉げねばならぬ。

要するに納期徴收の租税の納期に改訂が加へられた事と配當所得と勤勞所得とに對する所得税が納期徴收より毎月徴收になつた事は確かに大變化である。財政の季節的變動を研究するに當つても前提の昭和十四年度の數字を昭和十五年以後に其のまゝに適用する事は不可能である。尙ほ金融事項參考書には、次年度の租税收入の中で納期の定まつてゐる分を各月に分配し推計した數字があつて租税收入の季節的變動を豫知せしめたが、昭和二年以後は廢止せられた。

二 次に經費であるが、これも收入と同じく臨時費は臨時の必要に應じて支出せられる關係からして其の季節

的變動を豫め考へる事が出来ない。従つて季節的變動の型が分るのは主として經常費である。

經常費の中で毎月平均的に繰返へし支出せられるものと一定時期を限り餘計に支出せられるものがある。俸給、給料の如きは毎月平均的に支出せられ、之に反し國債の利子、年金恩給は一定時期に限り支拂はれるのである。

昭和十四年度の國債利子支拂期別金額表を金融事項參考書により調査すると一定の季節的變動が窺はれる。合計八億五百萬圓の中で昭和十四年六月（一億五千八百萬圓）、九月（一億五千六百萬圓）、十二月（一億六千三百萬圓）、昭和十五年三月（一億七千三百萬圓）の四箇月分が六億五千萬圓に上り總額の八割を占めてゐるに反し、他の八箇月は各月六百萬圓乃至三千萬圓合計一億五千萬圓と云ふ僅少の數字である。國債發行高が増加して國債利子支拂額が十二億圓を超えてくると國債利子支拂の季節的變動に對しても相當の考慮を拂ふ必要がある。年金恩給の支給額も三億五千萬圓に上つてゐるから、その支出の時期如何が或程度の影響を與へるものである。

經常費の中で俸給費は毎月に平均して支出せられ國債利子と年金恩給とは月により支出金額に相當の開きを示すのであるが、一定の型に支配せられてゐる點は共通してゐる。かくて經常収入の租稅收入が一定の季節的變動を示してゐると同様に經常費の大部分の季節的變動が確定してゐるとすると、經常收支の季節的變動は弾力性に乏しく定型を示すと云つて差支がないのである。

第四 臨時收支の季節的變動

臨時收支は臨時費と臨時収入とよりなる。臨時収入の主なるものは公債である。臨時費少き財政に於ては臨時

收入たる公債も亦少く臨時収入が財政上に占むる地位も大したものでなかつた。然るに世界各國が戰亂の渦中に投じてゐる今日に於ては臨時收支こそ財政の中心問題となつてゐる。

一 臨時費は經濟的臨時費と非經濟的臨時費とに大別せられるが、戰時に於ては臨時費の中で非經濟的臨時費たる戰費の方が經濟的臨時費よりも重要となつてゐる。我國の一般會計豫算は經常費と臨時費とに分れ臨時費が相當に重きをなしてゐるが、臨時軍事費特別會計に至つては其の全部が臨時費であるから、臨時費を研究するには臨時軍事費特別會計が中心題目となるのである。

臨時軍事費特別會計は事變開始以來昭和十六年四年までに支出すべきものとして百七十四億五千五百萬圓の臨時費を計上してゐる。年平均約五十億圓の臨時費を支出してゐる譯である。軍事費は其の性質上より速かに支出すべく、臨時軍事費特別會計に屬する經費を中心とする軍事費の支出については會計法の特例が設けられ廣く前金拂制度が行はれてゐる。元來前金拂制度は會計法第二十一條と會計規則第五十九條により其の範圍が極めて狭く定められ、一、軍艦、兵器又は彈藥の代價、二、外國より直接購入する機械又は圖書の代價、三、朝鮮、臺灣樺太、關東州又は南洋群島内に居住する者に支給する徴兵旅費、四、運賃、五、外國に於て支拂を要する土地又は家屋の借料及公課、六、政府の買収又は收用に係る土地の上に存する物件の移轉料、七、官公署に對し支拂ふべき經費、八、外國に於て研究又は調査に従事する者に支給する學資金其の他の給與、九、交通至難の場所に勤務する者又は艦船乗組の者に支給する俸給其の他の給與、十、軍人、軍屬及陸海軍の職工に支給する旅費、十一、外國在勤陸海軍武官に支給する俸給其の他の給與、十二、補助金、十三、諸謝金に限られてゐたのである。然るに昭和十三年三月二十二日の法律第十六號「軍ノ需要充足ノ爲メ會計法ノ特例ニ關スル法律」が制定せられ更

に昭和十三年三月三十日の勅令第六十二號が定められた。即ち一、軍艦、兵器及彈藥の材料及原料、二、軍艦以外の船舶及其の材料、三、被服並に其の材料及原料、四、糧秣並に其の材料及原料、五、作業用器具機械及其の材料、六、艦營需品、港用品及衣糧器具、七、廳中用以外の燃料及潤滑油、八、建築材料、九、衛生材料及獸醫材料並に其の材料及原料、十、鐵道用車輛、軌條及枕木並に其の材料及原料、十一、陣中用品並に其の材料及原料、十二、土木建築の工事の代價に屬するものは前金拂となす事が出来るのである。

臨時費の大部分が軍事費なる事と軍事費に關しては物件の製造、買入又は工事についても廣く前金拂制度が採用せられてゐる事とは注目すべき事實である。そして臨時費の支出には別に季節的變動の型と見るべきものなく所管省の各局部課長の請求により必要に應じて小切手を切り經費の支出を見るのである。

二 臨時費の財源は主として臨時收入たる公債に之を求めるのである。臨時軍事費特別會計を例にとつて見ても、百七十四億圓の財源の中で百五十四億圓まで公債金收入であつて租稅收入は僅かに十八億圓に過ぎない事からも理解出来る。臨時費が經費の大部分を占めると同様に臨時收入たる公債全收入が財源の大部分を占めてゐるのであるから、財政の季節的變動と云ふのも結局は臨時收支の季節的變動に歸する譯である。

支那事變發生前の國債は百七億圓に過ぎなかつたが、支那事變以來は愈激に増し約百七十五億圓を發行して昭和十五年末には二百八十二億圓の數字を示してゐる。支那事變發生以來の新規發行濟國債百七十五億圓を發行目的によつて分つと、支那事變(百三十六億圓)、歲入補填(二十七億圓)、滿洲事件(七億圓)、各種事業(五億圓)となり、新規發行公債の大部分が支那事變の爲めに起されてゐる事が明かとなる。

次に支那事變發生以來の新規公債を發行方法により分つと、日本銀行引受(百十八億圓)、預金部引受(四十億圓)、

郵便局賣出(十五億圓)、國債シンデケート引受(一億圓)の四つとなり、日本銀行引受即ち中央銀行引受が絶對的に多く國債シンデケート引受即ち公募が僅かに一億圓に止まつてゐるのである。

臨時収入の中心たる公債収入を臨時費支出と連關して考へる、即ち臨時費を支出せねばならぬ必要に迫られる時は公債を日本銀行に引受けしめ政府預金を増し前金拂によつて財界に政府支拂金を放出するのが普通の順序である。従つて臨時費支出に現はれた季節的變動は直ちに臨時収入たる公債金収入の季節的變動を惹起するのである。然るに臨時費支出は季節的に定型をそなへてゐないから、公債金収入にも季節的の定型が缺ける譯である。巨額の政府支拂金も定型を持たずに財界に撒布せられ更に財界から引揚げられるのであるから、臨時收支により財界が影響せられる事の大なる事は云ふ迄も無い。

第五 支拂超過の計畫性

以上、昭和十四年度現計を根據として財政全體に季節的變動の存する事を明かにし、更に經常收支との二方面につき季節的變動を研究したのであつた。

經常收支について見るに、經常費に屬するものは俸給も年金恩給も國債利子も一定の季節的變動に従つて支出せられ、經常收入の中樞である租税の季節的變動も特定の型を示すものである。要するに季節的變動の方面より見れば經常費も經常收支も書入れ濟みの既知數であつて變動の分子を殆んど含んでゐないのである。

之に反し臨時收支に至つては季節的に見て全く未知數である。即ち第一に必要が生ずるに従ひ臨時費の多くが前金拂として支出せられ、其の財源を捻出する爲めに臨時収入たる公債が發行せられ其の方法は主として日本銀

行引受によるのである。これ國庫金支拂超過の方法による政府支拂金の撒布である。第二に前金拂制度により撒布せられた政府支拂金を何等かの方法により引揚げねばならぬ。これ政府が國民貯蓄を獎勵し銀行其他金融機關に於ける貯金預金を増加せしめ日本銀行の引受けた公債を金融機關に賣却し以て悪性インフレーションの起るのを阻止する所以である。日本銀行の公債引受、國庫金の支拂超過、貯金預金の増加、金融機關の日本銀行よりする公債買入と云ふ順序で臨時收支が行はれるのである。然し撒布せられた政府支拂金が直ちに引揚げられるのではなく撒布と引揚との間に相當の時の隔りが存し其間に財界が影響を受けるのである。政府支拂金の撒布が財界をゆるめると共に民間資金の引揚が財界を引きしめるのであるから、毎月に幾何の政府支拂金が撒布せられ幾何の民間資金の引揚が行はれるかが重大問題となる。現今、日本の財界を指導するものは軍事關係の臨時費の支出であつて其の季節的調整こそ財界の景氣を左右するものである。政府支拂金の前拂が或月のみに集中して財界を浮き立たせ他の月に政府支拂金の前拂が激減して財界に衝擊を與へる様な事が續くと、財界は方向に迷はねばならなくなる。臨時費の支出に當つても單に所管省の部局課長の請求を受入れるに止まらず、經常收支の季節的變動と財界の状況とを充分に考慮に入れて臨時費支出を調整すべく、茲に支拂超過に計畫を與へる必要が起る。

支拂超過の計畫性即ち一元統制により經費支出の季節的調整を行ふ事は國防國家の發展に伴ひ必要となつてくるのである。昭和十六年度の一般會計と臨時軍事費特別會計との純計は百三十億圓に上ると云はれてゐるが、いよいよ以て財界が財政より影響せられる事が大である。尨大豫算を編成する事も大切であるが編成せられた大豫算を圓滑に遂行する事が一層に重大である。これ財政の季節的變動を研究する必要がある所以である。

財政の季節的變動の中で經常收支の季節的變動は既知數として書入れ済みであるが、問題は彈力性ある臨時收支の季節的變動に存してゐる。かくて臨時費支出の季節的調整を一元的に行ふ事が必要となつて來る。